

吉川松伏消防組合火災予防規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の趣旨

消防法令違反に対する命令を発した場合の公示の方法に吉川松伏消防組合ホームページへの掲載を追加することで、より多くの住民や施設利用者が建物の危険性に関する情報を入手できるようにするものです。

2 改正案の概要

(1) 改正案

吉川松伏消防組合火災予防規則の一部を改正する規則

吉川松伏消防組合火災予防規則（平成15年吉川松伏消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(公示の方法)</p> <p>第3条 省令第1条の規定により管理者が定める 公示の方法は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>吉川松伏消防組合公告式条例(昭和46年 吉川町松伏町消防組合条例第6号) 第2条第 2項に規定する方法</u></p> <p>(2) <u>消防署及び分署の掲示場への掲示</u></p>	<p>(公示の方法)</p> <p>第3条 省令第1条の規定により管理者が定める 公示の方法は、<u>消防本部、消防署及び分署の掲示 場への掲示並びに吉川市及び松伏町の掲示場へ 掲示するものとする。</u></p>

(3) <u>吉川松伏消防組合ホームページへの掲載</u>	
-------------------------------	--

(2) 具体的な内容

消防法令違反による命令を発した場合の公示の方法に吉川松伏消防組合ホームページへの掲載を追加するものです。

(3) 施行予定日

令和4年1月中旬

3 意見募集期間

令和3年11月11日（木）から令和3年12月13日（月）まで

4 閲覧場所

- (1) 吉川松伏消防組合消防本部予防課、吉川消防署、松伏消防署及び吉川消防署南分署
- (2) 吉川松伏消防組合ホームページ (<http://www.yoshimatsu-119.jp/>)

5 意見提出をできる方

- (1) 吉川市及び松伏町在住又は在勤の方
- (2) 吉川市又は松伏町に事務所若しくは事業所を有する方

6 意見の提出方法

- (1) 吉川松伏消防組合消防本部予防課窓口への提出
※平日の午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 吉川松伏消防組合消防本部予防課への郵送
〒342-0016 吉川市大字会野谷481番地
吉川松伏消防組合消防本部 予防課査察調査係宛て
※令和3年12月13日（月）消印有効

(3) FAXの場合

FAX：048-981-7150

(4) 電子メール

アドレス：yobou@yoshimatsu-119.jp

7 注意事項等

(1) 意見を提出するときは、住所、氏名（法人その他団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明記してください。

(2) 意見提出をする際は、別紙「意見公募手続きに係る意見提出書」を使用してください。

8 提出された意見に対する消防組合の考え方について

お寄せいただいたご意見に対する消防組合の考え方につきましては、令和4年1月上旬を目途に消防組合ホームページで公表する予定です。

なお、個別の質問に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

9 個人情報の取扱いについて

意見提出をしていただいた方の個人情報については、準用する吉川市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、今回の意見公募においてのみ使用します。

担当：吉川松伏消防組合消防本部 予防課査察調査係 電話：048-982-3919
--

意見公募手続きに係る意見提出書

件名 吉川松伏消防組合火災予防規則の一部を改正する規則（案）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

(意見の内容)